

(別紙様式 1)

## 審議案件に関する概要

令和 5 年 2 月 1 4 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 7 月 6 日
担当部署	留萌振興局産業振興部商工労働観光課

### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サラサ 代表取締役 横井 良明	札幌市中央区大通東 2 丁目 1 5 番地 1

### 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) サツドラ留萌潮静店 留萌市潮静 1 丁目 1-1、1-2、1-3	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北 8 条東 4 丁目 1 番 2 0 号	
(3) 新 設 日	令和 5 年 3 月 7 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 2 8 1 m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	4 8 台
	駐輪場の収容台数	1 0 台
	荷さばき施設の面積	4 0 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	1 0 m <sup>3</sup>
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 9 時 5 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 5 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

### 3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 4 8 台 ≤ 設置台数 4 8 台
	従業員駐車場等の整備	2 0 台
	駐輪場の整備	1 0 台
	来客車両等の入出庫方法	・ 平面自走式 オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	・ 計画的搬入により、搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	・ 駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・ 場内においては、低速走行を促す看板を設置して、ドライバーの交通安全意識の啓蒙を図る。
交通整理員の配置	・ 開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に	

		<p>努める。</p> <p>なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。</p>																
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出勤し店舗開店前までに終了させる。</li> <li>なお、降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。</li> <li>また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。</li> </ul>																
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>60dB</td> <td>48dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>55dB</td> <td>46dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>60dB</td> <td>42dB</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	60dB	48dB	○	2	55dB	46dB	○	3	60dB	42dB	○
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価													
		1	60dB	48dB	○													
		2	55dB	46dB	○													
	3	60dB	42dB	○														
	夜間の等価騒音の予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>50dB</td> <td>34dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>45dB</td> <td>38dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>50dB</td> <td>28dB</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	50dB	34dB	○	2	45dB	38dB	○	3	50dB	28dB	○
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価													
		1	50dB	34dB	○													
	2	45dB	38dB	○														
	3	50dB	28dB	○														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果</th> <th>予測地点</th> <th>音源の種類</th> <th>規制基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>a1</td> <td>冷凍機</td> <td>50dB</td> <td>43dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>a2</td> <td>排気</td> <td>50db</td> <td>48db</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価		a1	冷凍機	50dB	43dB	○	a2	排気	50db	48db	○	
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価													
	a1	冷凍機	50dB	43dB	○													
	a2	排気	50db	48db	○													
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。</li> <li>・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</li> </ul>																	
付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。</li> </ul>																	
青少年の蝸集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝸集による騒音防止対策を講じる。</li> </ul>																	
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。</li> <li>・住民から苦情が発生した場合は迅速な対応を図る。</li> </ul>																	
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.969m <sup>3</sup> < 設置容量 10m <sup>3</sup>																
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物保管施設は屋外に設置するが、通常は施錠して管理するため、廃棄物が飛散することはない。</li> </ul>																
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</li> <li>・法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。</li> <li>・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。</li> </ul>																
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。</li> <li>・ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。</li> </ul>																

	調理臭、悪臭の飛散防止	・在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう務めるが、まれに食品の廃棄があると想定される。 商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することないように調和を図る努力をする。
(5) 防災対策への配慮		・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面留萌警察署)	協議済み
	地元市町村 (留萌市地域振興部経済港湾課)	協議済み
	道路管理者 (留萌開発事務所総務課、留萌開発事務所道路課、留萌市都市環境部都市整備課)	協議済み
	その他関係機関 (留萌市教育委員会教育政策課)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	令和4年11月25日付け意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5. 道（留萌振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし
------

((仮称) サツドラ留萌潮静店：法第5条第1項)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下、「届出書等」という。）では、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項を満たしており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないとしている。

留萌市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

また、留萌振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。